

生活保護受給世帯等に対する 下水道使用料、し尿処理手数料の減免の見直しについて

1 現在の減免内容

生活保護受給世帯等に対して、福祉施策の一環として、下水道使用料・し尿処理手数料の減免を実施

| | 下水道使用料 | し尿処理手数料 |
|-------|------------------------------------|----------------|
| 減免対象 | 生活保護世帯、中国残留邦人等生活支援給付世帯 | |
| 減免内容 | 下水道使用料のうち基本使用料 (697 円／月 (消費税込)) | 従量制、人頭制の全額 |
| 減免世帯数 | 11,116 世帯 (令和2年度) | 73 世帯 (令和2年度) |
| 減免総額 | 93,271 千円 (令和2年度) | 658 千円 (令和2年度) |

2 あり方の検討

この減免について、

- ① 厚生労働省が、「下水道使用料、し尿処理手数料は、生活保護費でまかなうべき」との見解を示していること
- ② 他の政令市においても制度の見直しが進み、現在では過半数が減免を行っていないこと
- ③ 下水道普及率が 99.9% (令和2年度)に達し、普及促進の役割も終えていること

などを踏まえ、負担の適正化の観点から、「令和4年度 北九州市行財政改革推進計画」における新規の取り組みとして位置づけ、あり方を検討してきた。

3 有識者、議会の意見

(1) 制度のあり方について

○二重に措置された状態であれば解消すべきとの見解が大半であった。

- ・二重に措置された状態であれば、解消に持つていかざるをえない
- ・本来は生活保護でまかなうべきと国が見解を示しており、公平性の観点から廃止はやむを得ない
- ・生活保護受給世帯等の下水道使用料の基本使用料の減免制度は、福祉施策として存続すること。住民税非課税世帯など低所得の市民に対しても、申請により下水道使用料の減免が行えるよう、制度を創設すべき（令和4年6月 本会議）など

(2) 見直し時期、経過措置について

○「物価が高騰し、市民生活も厳しくなっている」「経過措置などの激変緩和を検討してほしい」など現在の物価高への配慮を求める意見が多かった。

- ・激変緩和については、配慮が当然必要だと思うので、適正な経過措置をしっかりと取り、対象者にも説明をして、きちんと各自の体制を整えていただく
- ・市民生活が厳しい中、現在減免されている世帯への影響をしっかり考慮し、経過措置など激変緩和について検討をしてもらいたい（令和4年7月 常任委員会）など

4 見直しの内容

(1) 見直しの内容

- ①下水道使用料（基本使用料）の減免の廃止
- ②し尿処理手数料（従量制、人頭制）の減免の廃止

(2) 見直しの実施時期

○令和4年10月1日に減免制度の廃止

- ・新規減免申請の受付停止
- ・経過措置

対象：令和4年9月30日時点の減免対象世帯

内容：令和5年度末（令和6年3月末）まで、全額減免を継続

令和6年4月から全額請求

5 対象者への周知方法について

- ・令和4年9月頃に減免対象世帯へ制度改正の通知
(通知に併せて、マイナポイント第2弾やプレミアム付き商品券、節水への取り組みなど、家計負担の軽減につながる取り組み等の案内を同封)
- ・経過措置終了前（令和6年2月頃）に、経過措置対象者に対し、減免終了の通知